

氏名(本籍)	ふるかわ しゅんいち (長崎県)		
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	博乙第1,434号		
学位授与年月日	平成10年7月24日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
学位論文題目	一般財源をめぐる政治行政過程分析 —歳入分与と地方交付税—		
主査	筑波大学教授		中村紀一
副査	筑波大学助教授	博士(法学)	大山耕輔
副査	筑波大学助教授	博士(法学)	辻中豊
副査	筑波大学助教授		山根誠一郎

論文の内容の要旨

本論文は、一般財源、すなわち政府がどの支出項目にも自由に充当できる財源の確保をめぐる行われる政治行政過程を分析しようとするものである。具体的には、アメリカにおける一般歳入分与（General Revenue Sharing）の創設と廃止を中心的な事例とし、わが国における地方交付税との比較を行う。なお、アメリカにおける一般歳入分与は「1972年州・地方政府財政援助法」によって創設され、1976、1980、1983年と3回更新延長、1986年に制度そのものが廃止されている。

研究にあたっての主要な関心は次の3点である。

第一は、一般歳入分与プログラムの創設と廃止の要因をさぐることである。なぜ比較的短期間に、その生命を閉じたのか。その背後で働いた、政府間関係における政治力学はいかなるものであったか、という点である。比較事例として、世界でもっとも精緻な財政調整制度として確立してきたわが国の地方交付税をとりあげる。

第二の関心は、政策研究と政治過程の関わりである。立法趣旨が実際に生かされたかという、政策の効果が争点となり、改正の度ごとに議論となった。ここでは、創設以後の政策評価を中心に紹介、考察する。

第三の関心は、アメリカの政府間関係の変質過程が近年の日本における分権論議に与える含意をさぐることである。日本の政体に分権的な秩序を構築していこうという試みを評価するための比較枠組として、アメリカの例を考察する。

各章毎の要旨は以下のとおりである。

第一章では、本論文を進めるにあたっての分析枠組が検討される。エリート論、多元主義論、比較制度論をはじめ異なるレベルの政府を扱う関係から中央地方関係の理解に資する諸理論がとり上げられ、日米両国の中央地方関係の枠組が比較、概観される。

第二章では、建国以来のアメリカの連邦制と政府間関係の歴史と理論をたどりながら、歳入分与の創設と廃止を連邦制の変質との関連で論じている。すなわち、建国以来の二元的連邦主義が1930年代の協調的連邦主義に変化し、こうした流れの中で創設された歳入分与は80年代以降のレーガン等の推し進めた規制的連邦主義の下で廃止される。

第三章では、歳入分与の創設過程を、19世紀における連邦歳入の分配（ジャクソン大統領）にさかのぼり、1960年代ジョンソン政権下で歳入分与の観念がどのように生成発展していったかをたどるとともに、1972年法の成立とその背後にある政治の変容を分析する。

第四章では、主に1972年法の三つの効果（配分、財政、政治効果）についてのシンクタンクや研究チームによる政策評価の試みが紹介され、それがその後の立法過程にどのような影響をもたらしたかが検討される。

第五章では、1976年、1980年、1983年の3回の法改正及び1986年の廃止をめぐる連邦議会内外の議論の概略をたどり、あわせて廃止の影響及びその要因について検討する。

第六章では、わが国の地方交付税をその前身である戦前の制度にさかのぼり、その制度支持及び拡大の条件を、地方財政をめぐる政治行政過程の中で明らかにする。あわせて、日本の政府間財政関係の特質を抽出し、近年の分権論議をふまえて、一般財源の位置づけを考察する。

第七章では、以上の考察をもとに、三つの問題関心との関連についてのまとめを行う。歳入分与と地方交付税の事例の比較から、現代福祉国家の政府間財政関係における対照が浮き彫りにされる。

審 査 の 結 果 の 要 旨

1. 本論文は、一般歳入分与（General Revenue Sharing）の創設から廃止後の影響に至るまでの政治行政過程を実証的に分析した、わが国最初の本格的な研究論文であり、関係学界への学問的寄与は大きなものがある。
2. わが国の地方交付税とアメリカの一般歳入分与とを政治、行政学の立場から幅広く比較分析した意欲的で独創性の高い研究論文である。
3. 叙述は簡潔で明快であり、客観的な資料を示しての論理の展開には信頼性と説得力がある。とくに第三章歳入分与の創設過程、第四章歳入分与の政策評価、第五章歳入分与の改正と廃止の部分は当時の豊富なデータと関係者へのインタビューを用いて緻密にまとめられており、実証的な研究としても貴重なものである。
4. アメリカの一般歳入分与の創設から廃止に至る過程での政府間関係の変質が、わが国で現在推進されている地方分権（論議）にいかなる意味をもつかについて言及した特色のある論文である。
5. 第一章分析枠組と第二章以下の実証的部分との関連をより明確にすれば、方法論的により整序された研究論文になった。

以上が審査過程で出された本論文への評価である。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。